（案２）

自動車賃貸借契約書（メンテナンスリース）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県宮古事務所長　小渡　悟（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、下記条項により自動車の賃貸借（メンテナンスリース）に関する契約を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供することを目的とする。

（賃貸借期間）

第２条　契約期間は、令和８年７月　日から令和　年　月　日までとし、リース期間の開始年月日は、車両の引渡しを甲が確認した日の翌月の月初めとする。

（契約対象物件）

第３条　乙は甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

⑴　年式・車名　車両登録時に決定

⑵　登録番号　　車両登録時に決定

⑶　車台番号　　車両登録時に決定

⑷　車 体 色　　車両登録時に決定

⑸　数　　量　　１台

なお、賃貸借を行う上記車両に係る詳細仕様については、自動車賃貸借契約（メンテナンスリース）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（賃貸借料）

第４条　自動車の賃貸借料は、金　　　　円（月額　　　　円とする。）

（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額　　　　円、月額　　　　円とする。）

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条

の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したものである。

（消費税額等）

第５条　甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

２　消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第６条　賃貸借料は月払いとし、乙は甲が賃貸借車両を使用した月の翌月に請求を行い、甲は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第７条　甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払が第６条に定める支払期日までに支払われなかったときは、乙は、支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水

害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延に対しての期間は、これを支払遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

（契約保証金）

第８条　契約保証金は、沖縄県財務規則 101 条規定により免除する。

（車両の引渡し）

第９条　賃貸借車両の引渡しは甲乙双方が立会い、装備、外観その他の点について良好な状態にあることを確認のうえ行うものとする。

２　引渡しの際に隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

３　賃貸借車両の引渡場所は仕様書のとおりとし、引渡し場所までの輸送に係る費用等については乙の負担とする。

（使用管理）

第 10 条　甲は善良なる管理のもと賃貸借車両を運行する。

（再委託の禁止）

第 11 条　乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

　また、再委託者にもこの契約を遵守させなければならない。

（甲の修理費負担）

第 12 条　甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理に要する費用は、甲が負担するものとする。

（車両の返還）

第 13 条　解約及び取替等により、乙が物件を引き取るために要する費用は乙の負担とする。

（費用負担）

第 14 条　賃貸借車両に係る費用負担は、「仕様書のとおり」とする。

（車両の保険）

第 15 条　乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次ぎに掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

⑴　車　両　保　険　　保険額　　　　　　万円（車両登録時決定）
（但し、免責については、保険会社の規定に従う）

⑵　対 物 賠 償 責 任　　保険額　無制限

⑶　対 物 賠 償 責 任　　保険額　無制限

⑷　搭乗者傷害責任保険　　保険額　１，０００万円

（保守点検）

第 16 条　乙はこの契約期間中、賃貸借車両について次に掲げる保守点検等を行うものとする。

⑴　道路運送車両法に定める定期点検整備

⑵　車両の正常使用中に発見される故障、不具合等の修理

⑶　消耗・摩耗部品の交換、油脂類の補充又は交換（バッテリー、タイヤ含む）

⑷　その他、本契約書及び仕様書に記載する保守点検等

２　前項の保守点検等は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれが難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で他の工場で行うことができる。

（代車の提供）

第 17 条　賃貸借車両の保守点検等により甲がその使用ができない場合、その期間中、乙は甲に対し無償で代車を貸し渡すものとする。

（禁止行為等）
第 18 条　甲は、賃貸借車両について賃貸権の譲渡転貸又は担保の用に供してはならない。
（契約解除）
第 19 条　甲は、次の各号の一に該当する場合、契約を解除することができる。
⑴　乙が正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
⑵　乙が破産の申立をしたとき。
⑶　乙が契約の解除を申し出たとき。
⑷　乙又はその代理人もしくは使用人等に不正の行為があったとき。
⑸　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると　認められるとき。
イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
２　翌年度以降において、本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合、甲は契約の一部若しくは全部を解除できるものとする。
３　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、書面をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
（損害の賠償）
第 20 条　第 19 条第１項各号の規定により契約が解除されたときは、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。
２　甲は、その責めに帰すべき事由によりこの契約に関し、乙に損害を与えたときは、乙に対しその損害を賠償しなければならない。
３　前項の規定により賠償すべき額は、甲乙協議して定めるものとする。
（管轄裁判所）
第 21 条　この契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
（契約に定めがない事項）
第 22 条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有す

る。

令和８年　月　日

甲　　　沖縄県宮古島市平良字西里１１２５番地
　　　　沖縄県宮古事務所長　小渡　悟

乙